

公立大学法人福山市立大学 一般事業主行動計画

すべての職員が仕事と家庭生活を両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

2021年（令和3年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日までの5年間

2 内容

目標1 働き方改革を推進し、妊娠、出産、育児、介護に関する制度を周知するなど仕事と家庭生活の両立を支援する。

<対策>

- ・妊娠、出産、育児、介護等ライフイベントに応じた生活を安心して送ることができるよう、子育て・介護等のために利用できる制度について分かりやすく解説したハンドブックを作成する。
- ・ハンドブックを学内ポータルに掲載し、職員に制度の周知を図る。
- ・研修や講演会等の機会を活用しながら、ワークライフ・バランスに関する意識啓発を進める。

目標2 年次有給休暇の取得を「年間5日以上」とする。

<対策>

- ・大学の長期休業期間、年末年始等における連続休暇の取得を促進する。
- ・管理監督者が率先して年次有給休暇を取得し、積極的に他の職員にも一層の休暇取得を促す。
- ・定期的に年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、休暇取得計画表等を作成し、年次有給休暇の計画的な取得を促進する。
- ・子育て・介護等を行う職員が必要に応じて円滑に休暇を取得できるよう業務分担の工夫を行う。

目標3 時間外労働時間の縮減に向けての取組を推進する。

<対策>

- ・ノー残業デー、勤務時間内での会議開催等の周知徹底により、定時に退勤できる環境づくりに努める。
- ・業務の合理化、簡素化を推進し、時間外勤務削減のための意識啓発を行う。
- ・管理監督者は、適切な勤務時間管理を行い、職員の心身の健康管理に配慮し、計画的な業務の進行管理に努める。